

毎年11月12日から25日は 「女性に対する暴力を なくす運動」期間です。

配偶者等からの暴力(DV)、恋人からの暴力(デートDV)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなどは、女性が被害者となることが特に多く、女性の人権を著しく侵害するものです。

国では、毎年11月25日以前の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。DVや虐待などの暴力をなくすこと、暴力の被害にあっている人たちの安全を守ること、暴力は誰に対しても許されないことを皆さん一人一人が周囲に伝え、「誰か」の問題ではなく、「みんな」の問題として考えることが、女性に対する暴力をなくすことへの第一歩となります。この運動を機会に皆さんも、暴力をなくすためにできることを考えてみませんか。

「暴力の形はさまざまです」

暴力は身体的な暴力に限りません。相手を力などで自分の思いどおりに支配することも暴力です。特に若い世代の恋人間の暴力(デートDV)は、相手を束縛・支配することによって深く傷つけてしまうことがあります。相手が「ちょっとおかしいな」「怖い」と思ったら、相談窓口でご相談を。

○身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げつける、刃物などの凶器をからだにつきつけるなど

○精神的暴力

大声で怒鳴る、暴言を言う、無視する、携帯電話や私信を見るなど

○性的暴力


性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないビデオ等を見せるなど

○社会的暴力


人前で侮辱する、交友関係を制限する、行動を監視するなど

○経済的暴力

生活費を渡さない、働くことを禁じる、金銭的自由を制限するなど

パープルリボン運動について 
世界を子どもや暴力の被害者にとってより安全なものとすることを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州のベルリンという小さな町で、近親姦やレイプのサバイバーによって生まれたものです。

～一人で悩まないで 相談を～

- 内閣府DV相談 ^{プラス}  ^{はれれば} 24時間電話 #8008 ※一部のIP電話等からはかかりません
24時間メール相談
チャット相談(12時～22時)
- 朝来市DV相談 電話079-672-6123
(月～金8:30～17:15 ※年末・年始、祝日を除く)
- 女性のなやみ相談 電話079-672-6122
(毎月第2水曜日 12:30～15:30※予約制)

その他相談窓口

内閣府
男女共同参画局

